



第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、令和2(2020)年9月現在、高齢者人口は131,947人、高齢化率は27.4%となっており、全国と同様に高齢化が着実に進展しています。

また、介護保険制度の施行状況について見ると、介護保険制度創設当初の平成12(2000)年4月と令和2(2020)年3月を比較しても、65歳以上被保険者数は約74,200人から約132,300人へと約1.8倍に増加し、サービス利用者は約7,000人から約23,900人へと約3.4倍に増加しています。高齢化が進む中で、多くの方に介護サービスを利用していただいております。今では、介護保険制度は無くてはならないものとなっています。一方で、介護保険料(基準額)は平成12(2000)年度から14(2002)年度までの第1期は3,366円でしたが、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの第7期は6,050円と、約1.8倍に上昇しています。

今後に関しては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年には、本市でも高齢者が140,186人、高齢化率29.7%となるなど、高齢化が進展することが予想されており、更に、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年には、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、一般的に医療や介護サービスを利用する割合が高くなる85歳以上の高齢者が急速に増加することが予想されます(令和2(2020)年9月21,248人→令和22(2040)年40,203人(1.9倍))。また、認知症高齢者の増加や、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加も見込まれるところです。加えて、全国的には介護人材の不足も指摘されています。

本市ではこれまで、国の動向も踏まえつつ、令和7(2025)年に向け、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「医療」「介護」「予防」「住まい」そして「生活支援」が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めるとともに、保険者機能の強化としての自立支援・重度化防止に向けた取組や地域共生社会の実現に向けた取組等を推進し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めてきました。

国では、今般の介護保険制度の見直しに際し、令和7(2025)年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、令和22(2040)年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるように制度の整備や取組の強化を図り、その方策を示しています。また、近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、これらへの備えの重要性についても指摘しているところです。

本市においても、このような動きを踏まえながら、令和3(2021)年度からの新しい「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」を策定することとしました。

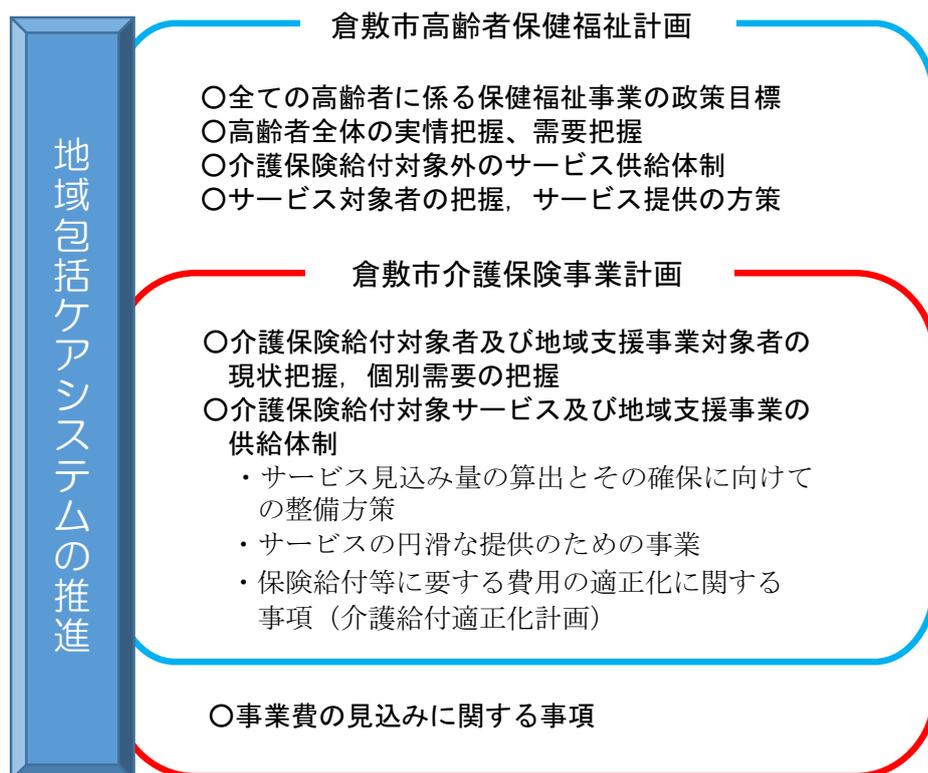
2 計画の位置づけ及び目的

倉敷市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画であり、その目的は、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる社会の構築にあります。

また、倉敷市介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく、要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画であり、介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

したがって、高齢者保健福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。

また、今回の両計画の見直しに当たっては、国の定める策定指針を踏まえ、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「岡山県保健医療計画」との整合性を図るとともに、「倉敷市第七次総合計画」や「倉敷みらい創生戦略」「倉敷市地域福祉計画」「健康くらしき21・Ⅱ」「倉敷市障がい福祉計画」「倉敷市住生活基本計画」など、市の各種関連計画との整合性を図りました。

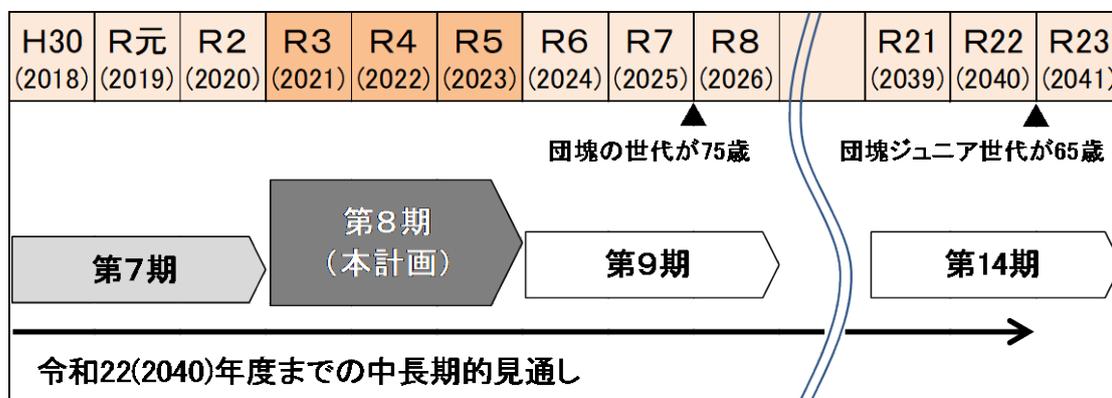


3 計画の期間及び進行管理

この計画は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年、更には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、総人口・現役世代が減少する中で高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加する令和22(2040)年を見据え、第7期から引き続き、「地域包括ケア」計画として、令和3(2021)年度を初年度として令和5(2023)年度を目標年度とする3か年計画として策定するものです。

計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の把握や分析、今後の対応の検討等を行います。

特に、自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、①地域の実態把握・課題分析を行う、②目標を設定し、関係者で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成する、③計画に基づき取組を推進する、④目標に対する実績評価を行い、その結果を公表し、計画について必要な見直しを行うといったPDCAサイクルをまわすことが、介護保険制度の保険者としても重要です。このため、このような保険者機能の強化が図られるように留意しながら、計画の進行管理を毎年度行います。



コラム〔保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金〕

国においては、平成30年度に、市町村や都道府県の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金として保険者機能強化推進交付金が創設され、また、令和2年度からはさらに、予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

市としては、交付金を活用して高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するとともに、取組の評価について、これらの交付金の指標の評価結果も活用しながら行います。

4 計画の策定体制

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定に当たっては、倉敷市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用等を把握し、今後の高齢者保健福祉施策に生かすため、調査を行いました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態になる前の、高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和元(2019)年12月にアンケート調査を実施しました。

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施概要

調査対象	倉敷市内在住の65歳以上の高齢者(令和元(2019)年11月1日現在)のうち、要介護認定を受けていない市民及び要支援1・2の認定を受けている65歳以上の市民の中から無作為抽出した13,895人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元(2019)年12月10日(火)～12月27日(金)
回収結果	配布数：13,895件、有効回収数：8,595件(有効回収率：61.9%)

(2) 在宅介護実態調査

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた、介護サービスの在り方を検討するため、令和元(2019)年11月から令和2(2020)年2月にアンケート調査を実施しました。

●在宅介護実態調査の実施概要

調査対象	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている人であって、認定調査の対象となる人。
調査方法	認定調査員による聞き取り調査
調査期間	令和元(2019)年11月1日(金)～令和2(2020)年2月29日(土)
回収結果	637件

(3) 計画素案の公表，市民からの意見募集

令和2(2020)年12月に計画素案を公表し，市民からの意見募集を行いました。

(4) 審議会での審議

計画案を検討する場として，倉敷市社会福祉審議会に「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会」を設置し，令和2(2020)年7月から令和3(2021)年1月まで計5回の審議を行いました。

この専門分科会には，保健・医療・福祉・介護の関係者のほか，老人クラブの代表者，学識経験者，公募による市民の代表にも参画いただき，22名の委員にさまざまな見地からの議論をいただきました。

(5) 幹事会及びワーキング部会の設置

庁内関係部局の代表者8名で構成する「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会」及び局内関係部課等の代表者13名で構成する「ワーキング部会」を設置し，計画素案を作成しました。

ワーキング部会は，必要に応じて随時開催し，関係部課との連携を図りながら計画内容について活発な意見交換を行いました。